

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定について



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」が2026年4月10日に閣議決定されました。

<法案の背景>

使用済みの金属・プラスチック物品を保管又は再生する事業場であるスクラップヤードにおいて、近年、騒音、水質汚濁、火災等の生活環境保全上の支障が一部報告されています。また、災害廃棄物の適正且つ迅速な処理は、被災者の生活環境を守り、公衆衛生の悪化を防ぎ、被災地の速やかな復旧・復興に重要です。

以上のような状況を踏まえ、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会において必要な制度的措置について審議され、2026年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申されました。

これらを受けて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」について閣議決定し、第221回国会に提出される予定です。

<法案の概要>

(1) スクラップヤードの規制強化

- ・使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業について許可制を導入。
- ・保管や再生に係る基準の遵守を求める。
- ・環境汚染のおそれのある物品について国内における再生を原則とし、その輸出について環境大臣の確認を要する。

(2) 災害廃棄物の処理の推進

- ・市町村における災害廃棄物処理計画の策定
- ・地方公共団体と事業者間の協定の締結
- ・非常災害廃棄物の埋立処分に係る最終処分場を確保するための指定
- ・中間貯蔵、環境安全事業株式会社の事業の範囲に非常災害廃棄物に関する事業を追加

<施行期日>

本法律案のうち、

- (1) については、公布の日から2年6ヵ月を超えない範囲で政令で定める日
- (2) については、公布の日から3ヵ月を超えない範囲で政令で定める日等から施行予定。

当社では産業廃棄物の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社産業廃棄物分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026年4月10日付 環境省 報道発表](#)